

## Ⅱ 国税の取扱いとの主な違い

項 目	固 定 資 産 税 (償却資産)	国 税
償却計算の基準日	賦課期日 (1月1日)	事業年度 (決算期)
減価償却の方法	旧定率法	定率法・定額法等から選択
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却 (1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度 (※1)	制度なし	制度あり
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	制度なし	制度あり
増加償却 (※2) (法人税・所得税)	制度あり	制度あり
評価の最低限度額	取得価額の 100 分の 5	備忘価額 1 円
改良費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を 区分して評価する)	合算評価

※1 圧縮記帳は固定資産税においては認められていません。したがって圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得価額を記載してください。

※2 耐用年数の短縮及び増加償却を適用した資産がある場合は、税務署長又は国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを償却資産申告書とともに提出してください。